

令和2年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年11月16日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 常任委員会視察報告について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第10号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第11号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第12号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 岡本光代君 | 2番 | 田中とよ子君 |
| 3番 | 市東和之君 | 4番 | 土井茂夫君 |
| 5番 | 立野暁広君 | 6番 | 藤井利一君 |
| 7番 | 貝塚嘉軼君 | 8番 | 高橋金幹君 |
| 9番 | 伊藤博明君 | 10番 | 堀川賢治君 |
| 11番 | 北村昭彦君 | 12番 | 滝口一浩君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長 | 石田義廣君 | 教育長 | 齊藤弥四郎君 |
| 総務課長 | 殿岡豊君 | 企画財政課長 | 金井亜紀子君 |
| 産業観光課長 | 渡邊和弥君 | 教育課長 | 吉野信次君 |
| 建設環境課長 | 渡辺晴久君 | 税務住民課長 | 齋藤浩君 |
| 保健福祉課長 | 田邊義博君 | 会計室長 | 大竹伸弘君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 埋田禎久君 | 主任主事 | 鶴岡弓子君 |
|------|-------|------|-------|

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は、12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年11月招集御宿町議会第4回定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーティションを置きました。このため、日程第3の諸般の報告と、日程第4の常任委員会視察報告については起立して発言していただきますが、それ以外の一般質問及び答弁、議案説明及び質疑応答については、着席のまま発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴に当たっては、傍聴規則に従い静粛にお願いいたします。

また、携帯電話の類は使用できませんので電源をお切りください。

（午前 9時30分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。8番、高橋金幹君、9番、伊藤博明君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとし、議長から諸般の報告、石田町長から今定例会に提出される議案の提案理由の説明及び諸般の報告、常任委員会視察報

告の後、2名の一般質問を行い、議案第1号から第12号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

お諮りします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から今定例会に提出される議案の提案理由の説明及び諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、条例改正8件、町道路線の認定1件、補正予算案3件の計12議案についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、特別職の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第1号と同様、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、一般職の職員、任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定することから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法に基づき市町村が条例で定めることとされている特定教育・保育施設の運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、特定地域型保育事業における連携施設の確保についての規定を、国の基準に沿って改めるものでございます。

議案第4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、児童福祉法に基づき市町村が条例で定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、家庭的保育事業利用終了後の受入先確保のための連携施設の確保について、例外規定を追加するほか、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の規定を、国基準に沿って見直すものでございます。

議案第5号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は児童福祉法に基づき、市町村が条例で定めることとされている放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の認定資格研修について、これまで都道府県知事と指定都市の長が実施することとされていたことから、併せて、中核市の長も実施できることとするものでございます。

議案第6号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国より国保条例の整理をするよう要請があったことから、国保条例の一部を改正するものでございます。なお、本条例案につきましては、去る11月4日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第7号 御宿町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方税法施行例の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されまして、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しが令和3年1月1日から施行されることとなったため、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。なお、本条例案につきましては、去る11月4日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

議案第8号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部

を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とすることができないことについて、やむを得ない理由がある場合の取扱いを規定するとともに、令和3年3月31日において、主任介護支援専門員ではないものが管理者である居宅介護支援事業所について、管理者の要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 町道路線の認定については、現在、林道として管理している向井線について、最近の利用形態を踏まえまして町道として管理することとし、道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定を提案するものでございます。

議案第10号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億4,138万3,000円とするものでございます。主な内容につきましては、11月からひとり親家庭等医療費等助成事業が現物化されたことに伴いまして、国保高額医療費支給システムの改修費をお願いするものでございます。なお、本補正予算につきましては、去る11月4日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第11号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出ともに154万円を追加し、補正後の予算総額を11億3,962万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、令和3年度介護保険制度改正に伴う介護保険システム等の改修費について補正を行うものでございます。

議案第12号 令和2年度御宿町一般会計補正予算案（第7号）ですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1億6,174万2,000円を追加し、補正後の予算総額を48億574万5,000円とするものでございます。本補正予算の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金を活用いたしまして、新生活様式を踏まえた防災対策、医療体制整備、児童福祉施設や教育施設等の環境整備を行うほか、大雨の影響でのり面が崩落し、河川における復旧工事など、速やかな事業実施に対応するための予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

諸般の報告につきまして、いすみ医療センターでは6月にPCR検査室が設置されたところ
であります。6月22日から10月31日までの検査件数をご報告申し上げますと、発熱外来で
1,107件、ドライブスルーで570件の検査を実施いたしました。このうち14件の陽性反応が検出
されましたが、幸いにも御宿町の町民からの検出はございませんでした。

国や県では、感染症患者の受入れに関する医療機関への支援が講じられておりますが、いす
み医療センターにおいても一定の病床数が確保されているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続いている中、町といたしましても諸問題に
きめ細かに対応しておりますが、今後も引き続き、感染症対策と経済活動支援を両立しながら
諸施策に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の第3の波が予測されます
が、3密を避けまして、マスクの着用、うがい、手洗い、公共施設等への消毒設備の設置など
基本的な事項を遵守し、町民の皆様にもお願いいたしまして、徹底を図ってまいりたいと考
えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会視察報告

○議長（土井茂夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について、北村教育民生委員長から発
言を求められておりますので、これを許可いたします。

登壇の上、発言願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） それでは、常任委員会視察研修の報告をさせていただきます。

令和2年度、常任委員会視察研修についてご報告いたします。

今年度は、教育民生委員会が主催となり、御宿町が誇る国の天然記念物であり絶滅危惧種に
も指定されているミヤコタナゴの保護に関する施設及び取組を視察してまいりました。

まず1つ目として、観音崎自然博物館、こちらに行つてまいりました。公益社団法人観音崎
自然博物館は、照葉樹の豊かな森と東京湾唯一の岩礁海岸に囲まれた多様性に富んだ自然を有
する神奈川県立観音崎公園、これは横須賀市でございますが、この中に立地し、東京湾集水域
及び三浦半島のリアルな自然と生態をテーマに、様々な生物を展示している博物館です。

前館長である故石鍋先生は、ミヤコタナゴの増殖と生息地保護に尽力をされていらっしやい
まして、ミヤコタナゴの生息地である御宿町と非常に深い縁があり、観音崎自然博物館は、御

宿町のミヤコタナゴの保護活動だけでなく町内の小学生を対象とした自然観察会など、様々な形で継続的にご協力をいただいています。

観音崎自然博物館では国や自治体からの依頼を受け、地域別にミヤコタナゴの水槽内での増殖、保存を行うと同時に、タナゴ類が卵を産みつけるマツカサガイ等の淡水二枚貝、この野外調査などが行われています。ミヤコタナゴの保護、増殖をしていく上で、タナゴ類が生息できる環境の維持は重要ですが、一方で、タナゴ類の産卵床となる二枚貝、この二枚貝が生息できる環境を保護することが鍵となってくるということです。

現在、水槽でのミヤコタナゴの増殖技術は確立されていますが、自然環境下でミヤコタナゴと二枚貝の生息環境を同時に保つことが非常に難しく、一時的にその場でミヤコタナゴが生息することができても、複数世代にわたってミヤコタナゴが生息し続ける環境の保全は、全国のどの生息地でも難航しており、自然環境下でミヤコタナゴの生息環境を保全していく場合、複数の自然分野の専門家からアドバイスを受け、周辺の森林を含めた自然環境全体を改善していく必要があるとのご提言をいただきました。

また、二枚貝の増殖に関しては成功例が少ないものの、他自治体での取組において一定の成果が上がっているというお話もあり、こういった事例を参考にしながら、早急に町内での二枚貝の増殖に着手する必要があると感じました。

なお、御宿系統のミヤコタナゴに関しては、東京武蔵野市の井の頭自然文化園を筆頭に、複数の拠点で十分な数の個体数が確保されていることから、観音崎自然博物館では、今後は別系統の保存に注力をしていくというような話も伺いました。

続きましてもう1か所。こちらは、密漁防止の観点から詳細については述べませんが、某所における生息環境復元の取組というものを視察してまいりました。

こちらの場所では、自然絶滅してしまった、一度絶滅はしてしまったんですけれどもその場所では、ミヤコタナゴをもう一度復元しようという取組で、人工的に環境を整えて、なるべく自然に近い環境下で保護していくという取組が継続されています。現在は、自治体が民間団体に事業を委託し、ミヤコタナゴが生息できるような環境を復元したため池とその周辺の草木などの整備を行い、水槽内で維持していたミヤコタナゴを放流し生息状況の調査等が行われています。

この事業には大学で専門的な研究をされている学生の参画もあり、今回の視察では、現場を回りながら実際に事業に関わっている団体職員や学生たちから、日々の活動について詳しく説明を聞くことができました。

彼らの話には、地道なフィールドワークに裏づけられたしっかりとした知識が感じられ、また、彼らのミヤコタナゴにかける熱意がひしひしと伝わってきました。水の中だけでなく、周辺の森の草木や地面の下の世界まで気を配りながら事業が進められており、環境全体を改善していくということをまさに実践されていることがよく理解できました。

また、希少生物を取り扱う事業であることから、密漁を防ぐためにもパトロールや情報の漏えい、拡散などへの対応も行われており、今後の御宿町でのミヤコタナゴの保護活動を考える上で、具体的な事例となる大変参考になる話を伺うことができました。

今回の視察を振り返りまして、ミヤコタナゴは、かつては水田や水路など人間の生活のすぐ近くに生息していた生き物ですが、里山の荒廃や農業の近代化等、事業の変化による影響から数が激減し、さらには、ここ近年問題となっているイノシシ等の野生動物の増加、気候変動の激化など、新たな脅威にもさらされ続けています。

現在の御宿町のミヤコタナゴの生息地は山間に位置しており、自然の中で山林が正常に機能していれば、雨が降ったとしても山がスポンジのように水を吸収し、ミヤコタナゴや二枚貝の生息に必要なきれいな水を供給してくれますが、現在は、周辺の山林の荒廃によって大雨のたびに生息地が土砂に埋まり、ミヤコタナゴだけではなく、タナゴ類が世代を超えて生息し続けるために必要な産卵床となる二枚貝、この二枚貝も全滅してしまう環境にあると、長年、御宿のミヤコタナゴの保護に関わっている方から伺いました。まさに、町の宝である御宿のミヤコタナゴは風前のともしびだと言えます。

さらには、本来、人間の生活のすぐそばに住む生き物が危機に瀕しているということは、そこに住まう住民の生命も危険にさらされる環境になってしまっているとも言え換えられるのではないのでしょうか。

今回の視察研修では、御宿のミヤコタナゴを守っていくために、様々な示唆を得ることができ、重要と思われる3点につき以下に整理しました。

①といたしまして、ミヤコタナゴそのものよりも、まずは産卵床となる二枚貝が住み続けられるような周辺環境を整えることが肝要であり、そこが難しい、本当に一番難しいところでもある。複数分野の専門家の知見を得ながら、また、他所での成功事例に学びながら、環境整備に注力していくべきであるということが一つ。

また2つ目といたしまして、自然環境下でのミヤコタナゴの寿命はおおむね1年ということで、産卵床となる二枚貝がいなくなれば、その場所に住むミヤコタナゴは死滅をすると。おおむね1年間でいなくなってしまうということを意味していると。したがって、1か所の生息地

のみに手を入れることは非常にリスクが高く、やはり並行して、別の場所での生息地復元も検討すべきであること。またその際には、水田環境だけでなく、ため池のような場所も有力な選択肢となり得ること。

最後に3つ目といたしまして、民間団体や学生など若い世代にも参画していただき、日々の地道な活動を継続していくための組織づくり、仕組みづくりが必要であるということ。また、こういった活動にボランティア参加したいという意欲を持った方が大勢いらっしゃるということも、今回の研修で学ばせていただきました。

ミヤコタナゴは国の天然記念物かつ絶滅危惧種に指定されており、御宿町はミヤコタナゴを守り後世に伝えていかなくてはならないという、法律に基づいた明確な責務を負っています。また、こういった生き物を守っていくということは、正常に機能する山林の環境を守っていくと同義であり、ひいては御宿の町民の皆さんの安全な生活環境の保全にもつながると考えられます。

加えて、荒地地荒れ山に手を入れ、かつての美しい里山の風景を取り戻すための取組は、移住促進や観光振興、次世代を担う子供たちへの環境教育等、町民が心豊かに暮らしていくための資源となり、これからの御宿町の発展に大きく貢献していくものと確信します。

今回の視察を通じて、なぜ私たちはミヤコタナゴを保護すべきなのかということについて、改めて問い直し再確認することができました。また、これを契機として、御宿町におけるミヤコタナゴ保全の取組が新たな一步を踏み出せるよう、引き続き、議会としても研究と提言を続けていく所存です。

最後に、今回の視察に快く対応してくださいました観音崎自然博物館初め関係者の皆様、並びにご同行いただきました町職員、関係職員の皆様に深く感謝を申し上げまして、視察報告とさせていただきます。

令和2年11月16日、教育民生委員長、北村明彦。

○議長（土井茂夫君） 以上で常任委員会視察報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問については3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、2番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 田中とよ子君 登壇）

○2番（田中とよ子君） 2番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年の10月に、町議会議員としての活動を始めてから早くも1年が過ぎました。この間、住民の方々のご意見等を参考にさせていただきながら、一般質問や議案の質疑をしてまいりました。この1年を振り返り、議員として発言してきたことが、その後どう対処されているのか、検証と確認をしていかなければならないという思いから、今回の一般質問の許可をいただきました。

質問に入ります前に、友人から送られた新聞の切抜き記事の一部分を読み上げます。

過去に目を閉ざすものは、現在にも盲目になる。当然、将来にも盲目になる。過去に目を閉ざすものは、現在にも盲目となる。当然、将来にも盲目になる。

これは物事に当たるには、今だけでなく、過去に行ってきたことをしっかりと検証し結果を確認する、それができなければ、現在のこともしっかりと見ることはできない。当然、将来のことについてもしっかりとした物事は見えてこないということだという、自分ながら自己解釈をして、肝に銘じているところです。

それでは一般質問に入ります。

中央海岸の公衆トイレの今後の対策について。

町長は、観光重視施策を掲げ、観光客の誘致や全町公園化構想など、きれいな町づくりをうたっています。自然豊かな環境を生かした観光立町を推進していくと、常日頃口にされています。きれいな町とはどのような状態を指しているのか。きれいな町づくりは、一長一短ではできないのではなく、常日頃行われていることが身になっていくことだというふうに思っております。しかしながら、きれいな町づくりの、目の前にある問題にはなかなか取り組まれていないのではないかと危惧しているものです。

先般、町長に中央の公衆トイレをどのように考えているのかと伺ったところ、現状のまま使

っていくということでした。現状を見ておっしゃっているのかという、現場を見ているんですかということ再度聞き返しましたところ、頻繁に掃除をすれば使えるという返事をいただきました。私にすれば、どこ見てこのような答えが出てきたのかなと本当に首をかしげたところです。その後、再度同じことを伺いましたが、そのお考えに変わりがないということでありました。

今年の3月定例会の新年度予算審議の中で、中央海岸トイレの現状と今後のことを質問させていただきました。住民や観光客からの汚い、臭い、不衛生、御宿の恥ですよ、観光立町をうたっているのに、イメージダウン以外の何物でもというような苦情に対しまして、早急に対応すべきではないかという質問をさせていただきました。

担当課長からは、中央海岸トイレの現状は、掃除は定期的に行っているが、くみ取り式のため臭いの発生と便槽に雨水がたまってしまう、小まめにくみ取りをしないと便槽がすぐに満杯になってしまう現状で不具合も起きているとのことで、原因を究明しているというような旨は分かりました。そういった答弁がありました。

また、議会の産建委員会を中心に協議しおおむねのガイドラインを決め、早ければ今年度中の補正予算で設計費用を組み、今年度中に今後の方向性の具体案を進めていきたいとの答弁がありました。

あれからもう既に半年以上が過ぎ、今年度も残り5か月あまりしかありません。この件についての協議や検討がされてきたのでしょうか。もしされていたのであれば検討の進捗状況についてを伺います。

この一般質問の通告をした後、今月5日の産業建設委員会でこの件についての協議があったとお聞きしましたが、それも併せて、内容についての説明をお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 中央海岸公衆トイレの対策の進捗状況についてのご質問からお答えいたします。

令和2年3月定例会におきまして、中央海岸公衆トイレの更新に係る具体案を、令和2年度中に産業建設委員会を中心に協議させていただき考えをお答えしたところでございます。

その後、新型コロナウイルス感染症の対応もございまして、検討に遅れが生じてしまいましたが、11月5日に産業建設委員会を開催させていただき、中央海岸公衆トイレの既設トイレの廃止や、施設の整備の方向性について協議をさせていただいたところでございます。

今後、中央海岸公衆トイレの更新につきましては、規模や場所、既存の施設の取扱い、予算

措置等、引き続き産業建設委員会を中心に協議を重ね、年度内を目途に施設更新の方針を取りまとめられるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（田中とよ子君） いろいろ検討されたということではなくて、今回、検討に入ったということで解釈してよろしいんですね。

先ほども申し上げましたが、便槽がすぐ満杯になって流れ出たらどのようなことになるのか。周辺に汚水がまき散らかることも考えられます。このような状況が発生しているにもかかわらず放置されていることは、やはり観光の町をメインに考えている町の無施策と言っても過言ではないかと思えます。

今年は、イベントの中止が相次いでいましたし、雨天続きもあって利用者も少なかったと思われまます。中央海岸のトイレを利用している者がどの程度いたのか。現状がいかがだったのか。先日、私もちょっとそのトイレの周りへ行ってみました。ちょうど雨天が続いている中でしたが、清掃担当の職員が掃除はしていました。虫が多く湧いていて、お客さんが使用できなくてプール脇のトイレに移動している。そういったことも聞きました。

今年はコロナ禍で、衛生面については、国も町も国民や住民に対して諸注意が大きく叫ばれています。うがい、手洗い、トイレの利用方法、そういったものについては特にニュースとかそういったもので訴えられていますが、特に公共施設では、衛生面については多大な神経を使わなければならない状況であり、施設の見直しを検討すべきときではないでしょうか。

衛生面から見てもあのトイレは早急に対応を図るべきときだと思いますが、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がどうして活用されなかったのか。検討に値しなかったのか。候補に上がることもなかったのか。衛生環境を整えることが必要なこの時期だからこそ、早急に対応を図るべきときと考えますが、コロナ禍対策の中で、どういうふうに公衆トイレについての対策に取り組まれたのか。

環境整備事業の中で、公衆トイレの清掃に取り組むという施策がうたわれていますが、清掃担当の職員だけでは対応できない状況であることは、現状を見ても分かると思います。やはりあのトイレは、根本的な解決をしなければならないのではないのでしょうか。

今までの中央海岸のトイレについては、検討された時期があったということをお先輩の議員さんからお聞きしました。海岸利活用計画の中にも、そのトイレの内容が組み込まれていたということも聞いています。利活用計画全体が否決されていても、このトイレ問題については先に進めなければならないということではなかったのかなというふうに考え、再度検討を進めると

きではないですかということをご申上げたいと思いますが、既に、計画案、前回の計画のときに計画案が示されていたのであれば、その内容を基にある程度の計画については進めることができたのではないかと申うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討されたかというご質問にまずお答えいたします。

各公衆トイレでは、新型コロナウイルス感染症の防止といたしまして、手洗い用の石けんの設置と日常的な清掃や維持管理の徹底に加え、3密防止を呼びかけるなど、利用の皆様にも、感染防止をお願いしているところでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自動水栓など、非接触タイプへの設備改修と感染対策につきましては、経済対策を優先したこともあり、検討は行っておりません。

また、中央海岸公衆トイレは、昭和58年に建設から35年以上が経過して老朽化が進んでおり、また、くみ取り式となっているため、施設の維持、清掃管理について、重点的に取り組んでいるところでございますが、施設の老朽化等に伴い、衛生面でなかなか全ての対応に行き届かない面もございます。ご利用の皆様にご迷惑をおかけすることのないように努めてまいります。

このような状況の中、早くトイレを廃止したほうが良いとご意見をお伺いしているところでございますが、中央海岸トイレにつきましては、維持管理を徹底しながら、特別の故障等がなければ更新までの間、使用したいと考えております。

よろしくお願いたします。

○2番（田中とよ子君） 町の総合計画の中には、観光客によりイメージをアピールするため海岸環境の維持・保全をうたっています。以前は、はだしで歩く御宿海岸をPRしていましたが、今はあのトイレの周辺は歩きたくないといった人が多くいることは、既に執行部の方々の耳にも入っているのではないかと思います。

やっぱりこの現状、御宿町のイメージダウンの何物でもない。そういったことを危惧しているところです。町は観光客・宿泊客の増加を地域経済のベースと考えていると言われてはいますが、観光客の集客のために観光イベントを企画しても、集まってきた人々に最低限の必要な施設整備、特に排せつ施設の、排せつ場所の提供、これがされていない。完全にされていないということであることは、やはり来町する方は、その場所に行くことさえちゅうちょしてしまうのではないかと思います。

我々もほかの観光地に行って、トイレの汚いところでは再度訪問したいという気持ちにはな

りません。今、情報がどんどん流れている時代です。どこのトイレがきれいか汚いか。汚いところは特に情報として流れるのではないかと心配しているところです。

また、この公衆トイレは観光客のためだけではなく、住民も使用する場所だという認識を持った施策が必要ではないかと考えます。住民の健康維持のためにきれいな海岸を散歩したり、運動の場所としてどんどん推進していくことも必要です。気持ちよく海岸で過ごしていただくためにも、早い対応を図っていくべきと考えます。

新しく着手する、新しく造り替える。当然、予算が伴ってきますので、無理が生じることは承知しております。取りあえず、現況の施設を撤去して、代案できる方法を考えるべきではないかと思えます。現状のトイレは撤去していく、早急に撤去すべき、今年度中にできれば撤去してほしいという要望をしたいと思えます。

建て替えができればそれにこしたことはありません。しかしながら、汚いところをそのまま残すのではなくて、イベント時に必要なものは、仮設トイレを設置してでも対応する方法があるのでないかと思えます。

町長はこの問題についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご意見、ご指摘、ありがとうございました。

概略的に申し上げますと、非常に田中議員の指摘は、少し何とというか、現実とちょっと離れていますね。少しオーバーというか、そういう感覚は受けます。

例えば、トイレがあふれるとかね、そういうことは全くないんです。大きな台風とかそういうときがあると、人の使用によっていっぱいになるんじゃないかと、水が入ったり何かして、時々ありますが、必ず現場に行って、そういう直後には確認しますけれどもね。それと、夏季の大型イベント等のあるときはかなり使いますから、必ずくみ取ります、イベントの前に。そういう気遣いをしております。

しっかりと管理すれば、私は使用可能であるしそんなに大きな悪い印象は与えない、そう私は思っております。限界はあります。先ほど申し上げました、申していただきました小さい虫というのは、やはりくみ取りですから少し出るので、少しというか、やはり多くたまると、やはり出やすいという傾向がありますので、それは十分に気をつけます、気をつけておりますけれどもね。

一般的に今のところだと、現在には1日1回は必ず清掃していますけれども、清掃員の方が週に2回お休みのときありますけれども、そのときは、男性のかわりの環境整備員が入ると

いうことでありますので、夏には、やはり1日2回、3回やりますけれどもね。それでも汚れますけれども、そういう形で現場に行き、私もよくチェックしておりますので、そういう意味では、やはり仮設を置いたとしても、仮設は仮設の清掃作業があります。そういう意味で今の状況をしっかりと把握する中で、管理をより徹底するという、私は、方向であります。

そういう中で、限界もありますので、皆さんのいろいろなご協力をいただきながら、できるだけ早く改築に向けて事業を進めたいと思っております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 今、町長から現実を離れているという話だったんですが、常時使われている人がそういうふうを感じるのであればいいんです。観光客の方が来て、汚ければやっぱり印象は非常に悪くなります。まして、町内にいる方も、常にそこを使うわけじゃないですよ。そこを通るわけじゃないです。まして、御宿町は、前々から浄化槽の推進をしている町です。

そういったことも踏まえて、くみ取り式をなくす、なくすという言い方はおかしいんですけども、くみ取り式から浄化槽の対策も公共施設で行っていくということも考えていってほしいということを希望します。ですから、今あるトイレがどうしてもあそこになければならない場所なのかどうかをもう一度検証してください。以上です。

今ある場所が、常時使われていてどうしてもなければならぬ場所なのか。そういうことをもう一度検証してほしいというふうに思います。

次の質問に入ります。地方創生推進交付事業の継続の見通しについて。

平成27年に、町は御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略を5か年の計画として策定しています。この戦略は総合計画を十分に踏まえつつ人口減少対策に力点を置き、既存の施策や事業を再編するとともに新たな施策や事業を立案するなどして、町独自の人口減少対策を戦略としているとしています。

9月定例会の一般質問で、貝塚議員からこの戦略の進捗についての質問があり、議会後に目標達成の検証シートが配付されました。この資料では未達成も多く見られ、今後の事業推進の課題もあることが分かりました。

9月定例会の決算質疑において、私はこの生涯活躍のまち・おんじゅく、これに関わる地方創生推進交付金事業、CCRC事業の2年間の成果と進捗状況についての質問をさせていただきました。

それぞれの事業についての成果や課題等については、担当課長から答弁をいただきました。

やはりコロナ禍により、事業が進まないところもあり苦心していることは分かりました。この事業を実行するため、国の地方創生推進交付金を活用して事業が進められています。

この交付金の補助割合は2分の1、地方負担金については普通交付税、特別交付税措置されるところであり、この交付金は3年間ということで平成30年度から始め、今年でこの事業に対する交付金は終了するという理解をしています。

この交付金を活用した地方再生計画、生涯活躍のまち・おんじゅくの施策は、3年間の継続事業として推進をしてきた、事業に取り組みられてきたというふうに理解しております。それで、間違いないと思いますが、よろしいですね。それを踏まえて質問させていただきます。

前回の決算時の質問で、今後のこの事業継続にどのようなお考えをお持ちかを町長に伺いました。町長からは、単独では難しい。国・県の動向を見ながら考えていきたい。財政状況を勘案しながら検討していくとの答弁をいただきました。

私は事業を精査して国・県の補助が見込めなければ、場合によっては継続できないと判断するのかということ再度質問いたしましたところ、それに対し町長はそのように考えているという答弁をされました。この答弁に対して私は本当に愕然としたところです。この事業の推進には様々な人が関わり、参加をしてきた事業であります。この事業が途中で終わってしまう。その程度の事業だったのか。非常に強い違和感を感じ、この町長の判断、そして答弁はおかしいと思い、今日改めて一般質問し町長のお考えをお聞きするものです。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先の答弁につきましては、私がちょっと、何といいますか、一般的な答弁といいますか、ちょっと内容が幾分かずれていたのではないかなということちょっと反省いたしました、その辺は後で思って正直に申し上げたいと思いますけれども。

この地方創生推進交付金事業の内容につきましては、ご承知のようにこの3か年で終了するわけですが、内容的には、1として生活支援・支え合いサービス事業、2として多世代交流の仕組みづくり事業、3として特産品の開発事業、4として移住・交流促進事業、5として情報発信サイト構築事業、6としてサービス付高齢者住宅事業・介護事業者等誘致セミナー実施事業等に、この6項目になっております。そういう中で、ほぼ順調に進んでいる事業もあり、またそうでない事業もあると思っております。

少し目を転じまして、現在の町が取り組んでいる政策について申し上げますと、ご案内のように、10か年にわたる第4次御宿町総合計画が進行中で、後期5か年計画の3年目に当たりま、今年はですね。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第1期が平成27年から平成31年までの5か年を終了いたしましたして、今年度、令和2年度から第1期の主要施策を継承する形で、第2期がスタートしております。そして、今年度はコロナ禍の中にありまして、国より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、様々な事業に対応を図っているところでもあります。

これらの地方創生推進交付金事業、この地方創生の今ご質問の事業ですね、また、町総合計画のまち・ひと・しごと創生総合戦略、コロナの対応臨時交付金に関わる実施計画の事業実施等の内容については、相互に密接に関連しております。これらの事業を概括的にくくりますと、防災、福祉、教育、産業振興、環境、文化の振興などにくくることができます。これらの施策を貫く時代背景は、人口減少・少子高齢化の進展であります。このようなことを念頭に、様々な施策を講じていかなければならないと思っております。

そこで、地方創生推進交付金事業ですが、冒頭に申し上げました生活支援・支え合いサービス事業をはじめ、6項目にわたる事業は、事業の濃淡、濃い薄い、ありますが、現在進行中のコロナ対応臨時交付金事業や、総合計画のまち・ひと・しごと創生総合戦略など、各計画が目標とするそれぞれの事業に融合されて進めていかなければならないと考えております。それぞれの事業をどのように進めていくかは、財政事情を勘案しつつ進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） すみません。9月の答弁は訂正されるということですか。今申し上げられた答弁は、9月の答弁を変えるということで伺ったほうがよろしいんですか。

（「違います」と呼ぶ者あり）

○2番（田中とよ子君） すみません、いいです。それはいいです。

この事業を推進していく上で、非常に重要な事業だということは、再度、今お聞きして分かりました。この事業を推進するに当たって、計画段階から交付金は3年間である。これは初めから分かっていたことですよ。

9月の答弁のときに、国・県の財源が見込めなければ、この事業の継続がということは、この事業だけでなくいろいろな面でも、そういう考えを持っているんだなということは分かりました。

今、この事業が非常に重要だということは、今の町長のお話で分かったんですけども、この交付金を活用して、3年間で住民の活動また団体を支援して自立をしてもらうような体制に

持っていくんだということでこの事業は始められていると思うんですね。そういうふうには私は理解しています。この4年目からは、当然、自主財源で、町長は大事な事業だというふうにおっしゃっていますから、自主財源で賄っていくという方針でいるんだとは思いますが、財政課長に伺います。

この状況の中で、2か年のCCRC事業の決算は、2年間で3,300万円、およそ3,300万円の執行をしているんですね。これを次の年度から、町長がおっしゃるように継続をしていきたいということであれば、当然1,000万円は下らない金額が必要になっていくんじゃないかと思えます。

交付金もない中で、一般財源を充てていかなければならない。そういった事業を行っていくための財政的な状況、町はどういった状況にあるのか。9月の決算である程度の町の財政状況については説明いただきましたが、今後のことについてどのような見込みを持っているのかお答え願います。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは地方推進交付金と併せまして、今後の財政状況の見通しについてお答えいたします。

地方創生推進交付金は、議員お話しのとおり今年度をもって終了となりますが、現在取り組んでいるCCRC事業は、残念ながら、いずれも自立して運営できる事業にはなっておりませんので、来年度以降も継続する場合は、一般財源で実施することとなります。

先ほど議員からもお話がありましてとおり、平成30年度及び令和元年度の2か年のCCRC事業の総事業費は、3,323万2,067円で、そのうち交付金が1,381万2,305円。一般財源は1,941万9,782円を支出してございます。そのうち特別交付税が1,364万7,000円交付されておりますので、実際、一般財源は577万2,782円の支出でございますが、これら総事業費はかなり大きなものになっておりますので、今後、全ての事業を実施していくためには、2か年で行った施設改修などのハード事業分を除いても、年間1,000万円以上の一般財源が必要になってくるものと思われまます。

9月議会でご説明いたしましたとおり、御宿町の健全化判断比率は早期健全化基準を大きく下回っているものの、経常収支比率は非常に高比率にあるため、財政運営は硬直状況にございます。また、ふるさと寄附金や、公共施設維持管理基金の減少、さらには、財政調整基金の現在高が県内全市町村の中で一番少ない額であることなどを踏まえますと、財政の自由度はほぼないと言っても過言ではない状況にございますので、全てのCCRC事業を継続していくため

の財源を確保することは非常に厳しく、今年度の事業実施の状況等を検討し必要な事業のみを実施するなど、縮小せざるを得ないと考えております。

今後の財政見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人所得や企業業績の伸び悩み、景気の冷え込み等により、町税は大きく減少することが見込まれ、また、歳出面におきましても、新型コロナウイルス感染症に対応するための新たな行政需要とともに、高齢化に伴う社会保障費などの義務的経費や、老朽化した公共施設の長寿命化などに係る経費の増加、さらには本年度から導入された会計年度任用職員制度により、現状のままでは人件費も増加傾向にあり、より一層厳しい財政状況となることを見込まれます。

このような厳しい環境下に置かれた御宿町の財政を、健全化を保ちながら将来に継続していくためには、CCRC事業に限らず全ての施策をこれまでどおりに実施することは困難であり、歳入歳出の両面から見直す必要があると考えています。

必要な財源を確保し、歳入に見合った歳出、身の丈に合った歳出を念頭に置き、基礎的な行政サービスや真に必要とする施策を、安定的かつ継続的に財源措置していくための大幅な見直しを実行しなければ予算編成ができない現状であることを全職員が認識し、一丸となって取り組んでいかなければならないと考えてございます。

以上です。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

先ほど、CCRC事業については、町長から継続していく事業であるというふうにお話しただいたんですが、当然、継続するのであれば、それだけの精査が必要であるというふうに思います。

ただ残念なのは、補助金のあるときだけを重点的に投資をして、事業を進めていても、それが、補助金が3年で切れまして、4年前から事業やれなくなりますよってそういう現状が非常に残念だな。住民は、これでやっていこうという気持ちになっているところで、途中ではしごを外されてしまう。これでやっていこうというところではしごを外されてしまう。そういったことにならないように、今後、事業の推進については検討を十分に進めていただきたいなというふうに思います。

それと含めてです、これからの財源確保対策は、非常に厳しいものがあると思うんですが、先般の決算審議の際も質問させていただきました。

今回のコロナ禍の影響を受けて、住民の収入の大半を占めている会社勤めの方々の収入が大きく減少する。また、解雇や雇い止めなどの中で職を失った方もいるというふうに聞いていま

す。自営業の方の営業収入の落ち込みなど、来年度の町税の見込みは非常に厳しい状況であることは、もう想定されるどころです。特に前年度の町税の未収金が1億円を超えているこの現状の中で、住民の税に対する不公平感が抱かれなにかを最も危惧するところではあります。

そのためにも、滞納対策には万全な姿勢を持って当たる必要があります。滞納者の経済状況、滞納に至る原因の究明、そういった調査もされているとは思われますが、そういったことをしっかりと見据えた対応を図っていただきたい。全庁体制で徴収強化を検討していくという答弁はいただきました。とにかく今すぐにも、滞納分の徴収、現年度分の未収金を出さないような徴収対策については、全力を挙げていただきたい。早急に実行していただきたいと強く要望するものです。

今年度の税徴収の現状と見通しは、いかがでしょうか。併せて、どのような方策を実行しているのかをお伺いいたします。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 9月定例会後の徴収対策についてお答えいたします。

9月末に約900名に催告書を送付したところです。コロナ禍にあって、特に7月頃より固定資産税の現年分の納付遅れが確認されたことから、固定資産税においては、7月、8月に単独で催告書を送付しまして、9月末には、現年納付期限到来分を含む全税目の催告書を送付しました。

発送後の納付期限を過ぎても反応がない方で、これまでの接触状況などを考慮し、優先して交渉すべきものについて、関係機関への実態調査、法務局調査、預金調査、給与調査を実施したほか、臨戸訪問や電話による催告を行い、催告書発送後に納付のあったものが約80名。納税相談したものが約40名で、全体の1割程度の反応であったことから、給与調査対象者としたものでは、本人への求償、給与調査予告、会社への給与調査なども進めておりますので、今後、給与差押え等を進めることとしております。また、預金調査も同様に調査を終えたものから順次、預金差押えを進めることとしております。

徴収体制につきましては、町長より、課長・主幹が加わり、毎日でも臨戸訪問など、滞納者との接触を図るよう強く指示が出ております。9月議会より時間が経過し、準備に時間を要し、早急な実施ができていないことを反省するとともに、11月1日発送の固定資産税第3期の督促状においても、530数件あることから、早急により多くの滞納者と接触し納付に結びつける取組をしてまいります。

このほか自主財源の確保、税負担の公平性の観点からも、住民税においては未申告者の解消、

固定資産税では、土地の異動に伴う利用形態の変化や償却資産の注視による課税更正を行っているところです。

また、全庁体制での取組については、税務住民課において徴収の取組を行い、協力要請できる体制を整えてまいります。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 先ほども申し上げましたが、新年度に向けての予算準備に入る時期でもあり、来年度の自主財源でもある税収増の見込みは非常に厳しいと思われます。担当者にしても大変なご苦労があることは分かりますが、税の不公平感、その払拭にはぜひ努めていただきたいということを再度申し上げておきたいと思えます。

税だけでなく財源の確保は非常に厳しいと思えます。当然、事業の推進には町の負担はついて回ります。今後、事業の取組に対して、何のために取り組む事業なのか、将来を見込んだ事業推進を図っていただきたいことを希望いたします。

予算がないから、今まで取り組んできた事業が中止ですでは、将来に向けての町づくりの計画が絵に描いた餅になってしまう、そのようなことも危惧いたします。補助金があったら取り組み、その補助金が打ち切られたら事業をやめるのではなく、やらなければならない事業の推進、身の丈に合った計画に取り組んでいただきたい。住民の収入が大きく減少している状況下の中では、血税を有効に使う事業の推進を図っていただきたいことを強く要望いたします。

事業の推進について、話はちょっとそれてしまうんですが、先日11月9日に、教育民生常任委員会で御宿小学校の訪問を行いました。昨年も訪問したんですが、校舎の老朽化は、非常に危険が迫っている状況であると改めて感じました。とにかく手を加えていない。衛生面もそうなんですが、例えば中学校のトイレの水道の状況とかそういったものについては、今回、補正で上がっています。しかし小学校については何も上がっていない。

これは当然、早急に建設をされるから対応しないのか、どういったことなのか、ちょっと私は不審に思ったんですけども、これからの町の事業執行に当たっては、優先順位の早急の検討を先に進めていただきたいと思えます。補助金制度が出てきたらすぐにこれに取り組むのではなくて、町として何をしなければならないのかを、まず、早急につくった中で、補助金がついたらどれを優先して行うのかという事業の進め方をしないと、すぐに手をかけなければいけないところもどんどん後回し、後回しになっていくんではないかなということを危惧したところです。

今いろいろ申し上げたんですが、こういった事業を進めていく上において、やはり、町長と

職員、また関係機関との話し合いが非常に重要だということを感じています。職員の知恵、知識、そういったものを十分に生かしていかなければ、この厳しい状況ってなかなか乗り切っていくのは難しいと思います。今後は、身の丈に合った事業計画、事業の縮小、凍結についても検討が必要になります。

町長をお願いします。職員とは綿密な協議や知恵を出し合いながら、厳しい状況に向かっていかなければならないときであります。ぜひ今まで以上に、職員との融和を深めながら、行政のかじ取りをお願いしたいと思います。

最後に、今まで申し上げましたことにつきまして、いろいろ町長の思いもあるでしょうから、事業の選択、優先順位、財政状況、お考えがありましたら、町長、お願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご指摘をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、現在の社会状況は、全国的にまた各地方公共団体におきまして、やはり、人口減少・少子高齢化の進展というのは非常に、切実で大きな問題、課題であると思います。そういう意味では、この人口減少対策をどうするか、少子高齢化対策をどうするかというのは、やはり、政策の核となってくると思います。

そういう中で、いろんな、先ほど申し上げました、例えば、防災、教育、産業振興、福祉、また文化、いろいろありますけれどもね、そういう中で、やはりこういった政策を基軸に据えて、やっていかなければいけないと思っております。

このたび臨時交付金をいただきましたけれどもね、およそ2億6,000万円の交付がございましたけれども、それぞれの分野に充てておりますけれども、とにかく、コロナという課題が前面にありますので、これもしっかりと、クリアして超えていかなければいけないと考えております。先ほど申し上げましたけれども、コロナ対策の徹底と同時に、経済の振興という両立を念頭に置いて、これから政策を進めなければいけないと考えております。

概括的でございますが、以上でございます。

○2番（田中とよ子君） 最後になります。ぜひ町長、職員との協議そして英知を十分に生かして、これからの行政に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、2番、田中とよ子君の一般質問を終了いたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時44分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 11番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。議長より許可をいただきましたので、通告内容に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、人づくり、組織づくりにおける石田町長の3期12年間の総括と、今後の課題についてということで、一点に的を絞り、石田町長にお伺いをしたいと思います。

町づくりは、人づくりとよく言われます。さらに、組織づくりを加えて、3点セットでその重要性が語られることも多くなっています。御宿町のような小さな町では、限られた人的資源を大切に育てていきながら、これまた限られた予算で多岐にわたる課題を解決していくための組織を組み上げ、日々動かしていかななくてはなりません。いかによい施策やアイデアがあったとしても、人づくり、組織づくりがうまくいっていなければ、決して町は、いい方向に動いていかないと。言い換えれば、人づくり、組織づくりは、町の最重要課題であるということが言えるのではないのでしょうか。

これは、御宿町全体に関しても同じことが言えると思いますが、やはり役場、町行政においては死活問題になると思います。そういった思いから、私は、過去数回にわたって、この一般質問という場で、職員の皆さんのモチベーションの向上であるとか、あるいは風通しのよい職場環境づくりといったような、町行政における人づくり、組織づくりに関する質問を何度かさせていただいて、その中で、他の自治体での新しい取組事例などにも、幾つか触れてまいりました。

そしてその都度、石田町長からは、職員がモチベーションを維持しながら、力を発揮できる環境づくりは、町長ご自身の務めであると。職員の皆さんと共に、研究しながら、しっかり取り組んでいくというようなご答弁をいただいております。

しかし残念ながら今のところ、具体的な取組として、何か新しい試みがスタートしたよと、あるいは成果が出始めたよというようなお話は、少なくとも私の耳には入ってきていないのが現状であります。

石田町長におかれましては、来月に予定されている町長選挙に、再び出馬されるご意向と伺っております。

ここで改めまして、ただいま申し上げたような、町行政としての人づくり、組織づくり、この部分に焦点を絞って、ご自身の3期12年間の自己評価をお聞かせいただく。また、それと同時に、来月の選挙で見事再選を果たされた場合ということにはなりますが、今後の課題について、先ほどの田中議員の一般質問でも、職員との融和、協議というような、お話が出ていたと思いますけれども、今後の課題についてどのように考えておられるのか。

私の質問これ一点ですので、12年振り返っていただきながら、少し丁寧に伺えればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 人づくり、組織づくりにおける3期12年の総括と、今後の課題についてというご質問でございます。

人づくり、組織づくりについて、所見を述べさせていただきたいと思っております。

人づくりにつきまして、一言に言えば、個性の伸長ではないか。個性を伸ばすということがあります。人それぞれ長所もあり短所もあります。長所も短所も、その一人一人の個性であります。長所をよく見て、可能な限り長所を伸ばすこと。そうすることで、その人が生き生きと輝いてくるのではないかと思っております。

組織づくりについて、最も大事なことは、信の構築ではないか。信頼の信であります。互いに信じ合う、互いに信頼し合うことこそ、あらゆる組織のベースとなる、土台となるべきことであると思っております。

そして、自己評価と今後の課題ということではありますが、自己評価について、自分で自分を評価するということは非常に難しいことであると思っております。自分が分からない、自分が見えない、しっかりと自分が分かっているならば、それほどの大きな過ちはないのではないかと。毎日、反省ばかりをしておりますが、反省に反省を重ねます。しかし、反省ばかりではありません。同時にしっかりと自得します。自分を得るということでもあります。しっかりと自得することで、自信につながっていくと思っております。日々反省と自得の繰り返しでございます。

今後の課題ということではありますが、人それぞれ欲望があります。大きい欲望、小さい欲望があります。なかなかできませんが、無私に徹すること。物事をできるだけ解決に導くために、無私に徹すること、私のないことです。無私を目指すことであると、私は思っております。人の話をよく聞いて、人の心をよく察して、その後に来るのが決断であります。今後についての

心構えということについては、このように思っております。

また、行政課題ということにつきましては、先ほど田中議員さんのご質問にお答えしまして、重複いたしますが、申し上げるまでもなく、防災、福祉、教育、産業など多岐にわたります。中でも、ひしひしと身に思うのは人口減少の問題です。減少を食い止めて、増加に転じたい。高齢化の進展、少子化の中にあつて非常に厳しい環境にあります。この現状に挑戦していきたい。

高齢者の皆さんには、長く生き生きと生きがいのある生活を営んでいただきたい。少子化の中にあつて子どもたちを宝として、しっかりと育てていきたい。そして、企業誘致し、多くの若者も含め移住・定住に導きたい。そのために、空き家の活用を充分に行っていきたいと思えます。産業振興については、観光、漁業、農業をはじめ、各分野の多くの皆さんのお力をいただいて産業を興し、活力ある町づくりを進めたい。

このように課題は多くありますが、全身全霊を注ぎ、町づくりを進めていきたいと考えております。

職員の皆様とのことですが、私は、一人一人が素晴らしい才能を持っておると思っております。いろいろなご意見をいただき、いろいろな認識をいただいて今、アイデアもたくさんいただきまして、行政を進めているところでございます。私一人では、全く何もできないと思っていますので、こういった各職員の皆さんのアイデアなど、どんどん出していただいて、しっかりと信頼を持って行政を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。ちょっと私の質問が少し曖昧だったというか、伝わっていない部分があったかもしれないので、少し問いかけを、もう少し具体的な伺い方をしていきたいと思えます。

最後のほうにいただいた町全体の行政課題というところではなく、繰り返しになりますけれども、職員の皆さんの人づくり、育て方、あるいは組織をどうつくっていくかというところに集中して、その部分についての課題であるとか、こういうことをやってきたけれども、うまくいったとかいかなかったとか、そういうお話が伺いたかったんですね。

例えば、これは3年前の一般質問で同じことを申し上げておりますけれども、職員の皆さんのモチベーションがどういうときに向上して、あるいはどういうときに損なわれるのかというような議論は、いろんなところでされていると思えます。いろんな書籍も出ています。

これは一般論ではありますけれども、私自身も日頃から感じていることとして、リーダー、

トップ、上司、上という言い方もしますけれども、上から細かい指示、もうこれはこうしてこうしてこうやれと、一から十まで指示が出て、そのとおりにやればいいんだという仕事の与えられ方、こういう仕事の与えられ方をすると、幾ら仕事をして一定の成果が出て、やっぱり自分の成果だなという気持ちにはならないと思うんですね。

そうではなくて、やっぱり自分の裁量、自分の判断で仕事をして、その成果が周囲に認められて、これは町の役場の職員の皆さんであれば、職場の同僚の皆さん、役場の中の同僚の皆さんに認められる、あるいは町長に認められる、あるいは我々議員から評価されるというのもありましょうし、何より、町の住民の皆さんに、こういうアイデア出してくれて、こういう取組をしてくれたら、こんな成果が出たんだね、ありがとう、次も期待しているよと、そういう言葉をかけてもらうということが、僕は一番のモチベーションの源になるのではないかなと思っておりますし、前回3年前の一般質問でも、そういう話をさせていただいております。

そして、口で言うほど簡単ではないですので、そのためにはどうしたらいいのか。例えば、職員同士で評価をし合うような場をつくるとか、あるいはそういう紙が回って投票みたいなのをするとか、いろんな新しい試みが、ほかの自治体であるといったような話も、少し触れたのではないかなと記憶しています。ちょっと細かいことは覚えていないですけども。

そういった取組、これはやはり町長トップダウンでこれやれ、モチベーション向上のためにこれやれというようなお話ではなくて、それこそ職員の方たちから、自分たちのモチベーションを、どうしたら仕事を、もっとやりがいを感じながらやれるかということ、町長と一緒に話し合いをしていただいて、アイデアを出し合っていてというつもりでその話をしたんですね。

そういうことを3年たったんで改めて、どうお考えかな、やってこられたのか、やれなかったのか、あるいは行政内部の話なので、我々議員も含めて外にはなかなか漏れてきてはいないけれども、何らかの取組をしてこられたのかどうか。

外から見ているだけですと、正直、変わっていないんじゃないかなと。あるいは、もう少し言わせていただきますと、どちらかというとな年々、その職員の皆さんの自主自律性というか、職員の皆さんの裁量において、伸び伸びと仕事をするという状況とは逆の方向に、どうも進んできているのではないかなというふうに思われる案件も、このところ増えてきているような気がしています。

これは本当にゆゆしき問題。この町、このまま、この路線でいったらどうなっちゃうんだろうという危機感を、私は持っていますし、ほかの議員の皆さんとも、そういう話題でよく話を

します。

先ほど、石田町長のご答弁の中に、なかなか自分のことは分かりづらいと、自己評価は難しいというお言葉があったと思います。これ本当に今、苦言を呈するようなことを申し上げさせていただいておりますけれども、やっぱり自分で気づくのは難しいんじゃないかなと思うんですね。

特に、石田町長のやっぱり素晴らしいところとしては、本当に強い思いでこうしたいんだと、この事業はこうあるべきなんだという思いが非常に強い。その力強さで今まで町を引っ張ってこられたというふうに、私は理解しておりますけれども、先ほど申し上げたように、やはりその思いが強過ぎるというか、多分、石田町長ご自身が行政経験が非常に豊富で、議員もやられて、がゆえに、その指示が非常に具体的になってしまって、そして思いも強いことも相まって、指示を受ける職場の職員の皆さんの側からすれば、時に裁量を与えられていない、伸び伸び仕事ができないというようなことにつながっているのではないかなというふうに思うわけです。

そういった部分で、改めまして町長に伺いたいと思います。

今、ちょっと私が申し上げたようなところ、どうお考えか。あるいは今まで、そういったことについて、なかなか難しいですが、職員の方たちとお話をされたことがあるのかどうか、その辺も含めまして、お聞かせいただけると幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 行政を担っている中で、物事を当たり前、普通のことを当たり前に行うということについては、やはり当然のことだと思いますか、町民の皆さんの行政を見る目にしましても、当然のことは当たり前と思うと思うんですが、何か失敗すると、やはりいろんなご指摘を受けますよね。

そういう意味で、職員の皆さんも普通にやっていて、当たり前のことを、当たり前に行っているということが多いと思うんですけれども、しかしながら今、北村議員さんからご指摘あって、私は当たり前だけれども、いろんなことを人それぞれ違いますので、何かをやっていく際に、いいこととか感じたこととかいうか、気づきの、一人一人は、職員が皆さん、各課において課長さんが束ねているわけでございますけれども、課の雰囲気もみんなそれぞれだと思いますけれどもね。

それぞれ一人一人の能力を伸ばすためには、ある意味では、当たり前のことをやっているんだけれども、気づきの連続があつていいなど。ちょっとしたことでも、いいなということについては、お互いに褒め合う、たたえ合うということも、非常に大切なことなのかなという思い

を時々するわけなんです。

それと、もう1点は職場の明るさというか、全体がやはり明るい職場でなくちゃいけないと。私も常々できるだけ、そういうことに気を遣っているつもりでおりますけれども、朝の挨拶から始まって夕方帰るまでの間に、「笑顔と夢が膨らむまち」を目標としておりますので、日々の笑顔、夢を持って、大きな将来的な夢を持って仕事をするということは非常に大事だなと。一日一日の笑顔を絶やさずに、仕事に当たるということは、大事だなと思っております。

そういうことで、以前、ちょっと前のことですが、一人一人の職員の皆さんが、これからの町づくりについてどう考えているかということ、書いていただいたこともありますけれども、そういうことを書いていただくと、ふだんで、なかなか日頃、日常生活の仕事の中で、あまり話ができないことが、ああ、この職員はこのようなことも考えていたのかということ、やっぱり知ることができて、そういうことも、いいことだなと思っておりますけれども、そういうことで、できるだけ一人一人の才能といえますか、能力が育つように、私も心がけていきたいと考えております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ちょっと、先ほどお伺いしたことのお答えがいただけていないようです。私のお伺いの仕方が少しまだるっこしくて、伝わりづらかったかもしれません。

もう一度、改めて伺いたいと思います。

新しい取組として何か、この今お話いただきました職員の方々に、何か日頃の思いなど、これからの御宿についてということ、書面で書いていただいたというお話は、3年前の私の質問でたしか、そういうお答えをいただいてたんじゃないかなと思います。もしかしたら4年半前の、私の一番最初の一般質問のときのご答弁だったかもしれませんけれども、そういう意味では、既に行っておられた町長の取組と理解しています。

新しい取組、アイデアという意味で、何かこのところ、そういった取組をされてきたかどうかについて改めて伺いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一つの、今のご指摘として、職員のモチベーションをどのように上げてきたかということについては、感覚的に、非常に必要性をあまり感じておりませんでしたので、具体的な政策は、政策というか対応は、実際行ってきていないと思っておりますけれども、いろいろひとつひとつの仕事において、例えばプロジェクトチームとか、そういうことは皆さんにご意見いただきながら、やってきておりますけれどもね。

そういう意味で、モチベーションをいかに上げるかということについては、今日の一般質問の貴重なご提案として受け止めさせていただきます。研究させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。必要性を感じていなかったというご答弁が今ございました。

そこがまず一つ、私が今回の一般質問の、町長との貴重な時間をいただいている、町長とのやり取りの中で、町長の口からお聞きできたらなと思っていた言葉の一つであります。

私が感じているのは、今、私がさっき冒頭でいろいろ申し上げた、どうしたらもっと、上からのトップダウンではなく、自主性を持って、自律性を持って、やりがいを感じながら、役場の職員の皆さんがいろんなことにチャレンジをできる職場環境を、どうやってつくっていくのかということについて、もっと議論をしたり、現場の方たちのご意見を吸い上げたりということの必要性を、町長にやっぱり気づいていただきたかった。多分、気づいていらっしやらないんじゃないかな。

我々議員ではしょっちゅう、そういう話が実は出ています。でもなかなか、何度かこの話をさせていただいてきたつもりではありますが、なかなか伝わってなかったのではないかなと、これは私自身の反省でもありますけれども。

でも、やっと先ほど必要性を感じていなかった、これからだという認識を持っていただいたという意味では、3期12年という中で、これは非常に重い。必要性を感じないままやってこられたということ、ご発言いただいたということで最初の一步、大きな一步。

これは当然、先ほど申し上げたように、来月の町長選で見事再選されればと、また続いていく石田町長の下での町づくりという意味で、大きな一步になるのではないかなというふうに思っています。

少し視点を変えて、質問を続けさせていただきたいと思います。

先ほど、田中議員のご質問にもちょっと出てきましたけれども、全町公園化を新設されるというような取組、既に着手をされていると伺っています。

私も何度か、一般質問でもお伺いさせていただいておりますけれども、これの進捗状況という話ではなくて、新しい課を新設するという意味では、やはり限られた人数、全体のバランスということも含めて、あるいは今のこの課の体制が組まれてから、かなりの年数が経過していると伺っています。石田さんが町長になられて12年の間では、大きな変更がないままというようなことも伺っています。ちょっと私正確なことを分かってなくて、大変申し訳ないんですが。

そういった意味で、新しい課をつくるだけではなくて、全体の課の編成について、組織づくりという意味で、現場の職員の皆さんの中にはいろいろ、この間、ここの課とここの課はもっとこういう課にしたほうがいいんじゃないかとか、あるいはフロア構成も含めて、改善の余地があるんじゃないかというようなお話が時折耳に入ってまいります。

ここで、町長に改めて伺いたいと思います。

そういった観点での職員の皆さんとの意見交換、全町公園化にかかわらずですね、課の組織編成全体について、職員の皆さんとご意見を交換するというようなことが、もしされていたら、どのような話が出ているのか、どのような検討がされているのかということについて、お聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一つ、全町公園化につきましては、私がこれまで公務員生活をさせていただきまして、一つの、何と申しますか、この内容についてはぜひ実現したいと、やりたいということをお願いをしたいなと思っております。

御宿町の美しい自然景観の中にありますが、そういう中で、街並景観とか、人の手でつくるものがございますよね、あるいは清掃管理にしてもそうですけれども、人が管理しなくちゃいけない。そういうものをしっかりときれいに管理していく。そうすれば、必ず住みよい町、また、訪れて来ていただける方々もいい感じを受けて、感覚を受けていただけるんじゃないかな、そういう意味で全町公園化を行います。

ひとつひとつの物事について、今幾つかの課に分かれて、例えばこれから全町公園化を行おうという内容について、今幾つかに分かれていますけれども、その辺を集中的に行っていきたいと考えております。

機構改革といいましょうか、それに伴って、役場の中の機構改革につきましては、幾つかの意見がございましたが、なかなかこうすれば、今までよりも十分に改善できるという視点は、なかなか強い視点は現在ではございません。

そういうことで、機構改革には一長一短ありますが、今までこうして役場の中の、例えば1階から2階、3階、4階とございますけれども、いろいろな課の配置、あるいは業務の内容等比較検討しまして、話をしてきた経緯がございますけれども、なかなか今の全体内容を動かすということには、至っておらないという現状でございます。

○11番（北村昭彦君） 確認ですけれども、そういう意味では、全町公園化は新設するけれどもほかの課の体制、組織については現状維持、あくまでも課を一つ新設するという方向で、

ご準備を進められているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと少し補足いたしますけれども、要するに職員を増やすということではございませんので、今まで各課において、今の体制でやっていた仕事を一つにまとめて、分かりやすくといいますか、より実効が上がるように、成果が上がるようにするための枠組みでございまして、そういうことで、そうすることによって、今まで以上に仕事がしやすくなるんじゃないかなと考えております。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

それでは、まだ時間もありますので少し、先ほどの石田町長のご答弁の中で、おっしゃっていただいた言葉をもう少し突っ込んでというか、詳しくお伺いできればという部分がございます。

職員の皆さんとの信頼関係、信というお話が先ほどございました。やはり、行政経験の豊富な町長から見れば、若手の職員の方とか、あるいは課長さんたちであっても後輩というか、まだまだだと、町長から見れば思われるという部分も、当然あるかと思えます。

だからこそ育成というか、育てていくという町長のお気持ちが重要になってくるというふうには、私も思っておりますけれども、その中でも大事なものは、信頼関係であるというご答弁を先ほどいただきました。

ただ、私たちと言っては無責任ですね、私から見て本当に職員の皆さん、あるいは課長の皆さん、課長さんたちを信頼してくれてるのかな、町長、と思うことが結構あるんですよ。特に、最近増えてきているんです。

多分、田中議員も先ほど一般質問の最後のほうで、職員との融和というようなお話しされたことも、やっぱり同じ気持ちなんだろうと思うんですが、例えば、外部からの専門家の意見であるとか、あるいは民間のシンクタンク、アイデア提案、そういったものを、町の行政のいろんな事業に取り入れていくというのは、とても大事なことだと思っています。

ただ、そういった外部からの提案を、丸ごとをそのまま受け取って、それをそのまま担当課に渡して、議論や検討が不十分なまま、このままここに書いてあるとおりにやればいけないかというような、そういった町長の指示の出し方が、やっぱり見受けられますし、とても残念だなと思っています。

そういった外からご提案をいただいたものをやっぱり、外から見てこうだなと思ったことと、現場、特に長年、行政に関わってこられた経験豊富な町の役場の職員の方たちから見て、ここ

はちょっとまた違う見方もあるんじゃないかということは、当然あると思うんですよね。

両方その意見を闘わせて、いや、ここはこうなんだよと、ああ、だったらこうしようというような議論、検討があって初めて、そういった町の外からの新しいアイデア提案というものが、本当に実のある形で町を変えていくということになるはずだと、絶対そうだと私は思っているんですが、どうも町長は、その部分をご理解いただけずに、外からの提案を丸ごと、このままでやれと。

これは2つの意味で、町にとって大きなマイナスだと思っています。一つは今、申し上げたとおり、現場でもむべきだと、もう一つは、前段で申し上げたモチベーションという意味です。

何度も繰り返しになりますが、自分たちのアイデア、裁量が全くないまま、外からの提案をこのまま実施しようという指示、これは本当に2つの意味で、モチベーションも下げるし、実効性のある、本当の血の通った事業にはなりづらいという意味で、本当にもったいない。これは外から提案してくれた提案者にとっても、これは本当にもったいない、申し訳のない話、ましてやそこに税金が投じられるとあれば、なおさらのことだと思います。

外からの提案と町の職員の皆さんとの、そういった実のある検討、そしてそれに基づいた指示の出し方について、改めて町長の自己評価というか。はっきり申し上げれば、なるほどな、自己評価という意味でちょっとその部分見えていなかったなというふうに、もし思っていたければ、そういうお話が伺いたいですし、そうは思っていないというお話であれば、その思いについて、どのようにお考えなのか、改めてお聞かせください。お願いします。

○議長（土井茂夫君）　ここで、北村君、質問については会議規則第63条の準用規定により、同一質問については3回を超えることができなくなっておりますので、ご注意ください。

石田町長。

○町長（石田義廣君）　ご指摘の点はよく分かります。

一つは、私も人間でありますから、完全ではありません。やっぱり一つの物事を判断するときに、経験とか知識とかそういう中で、私はこれは大事だなということは、ぜひ職員の皆さんにこれを実現してもらいたいという私の意見を言いますけれども、しかしそういう中で、ほかに各議員さんの皆さん方の意見とか、いろんな総合的にまとめて、やはり先ほど申し上げましたけれども、反省もあります。

これちょっと、非常にきついというか、非常に衝突が強いというか、そういうことの中でもんで、物事が進んでいくんであって、そして、私が最後まで強硬にやったときには、それは私の一つの結果として出るわけです。それによって判断されるわけです、当然ね。それがいいと

か悪いとかと判断されるわけですが、そういうことで物事をひとつひとつ、みんな違いますけれども、ある一つのことに、だから、私がある時点で判断することは、私の認識の上に判断するわけであって、それをいいとか悪いとか後で結果が出てくるわけですので、それはやはり、あまりにも極端であるとか、あまりにもちょっと違うんじゃないのということであれば、また、いろんな方々の意見を取り入れながら、ぜひ物事を整理しながら、進めていかなければいけないなと思っています。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。ちょっと同じ質問を3回というお話をいただきましたので、このぐらいにしておこうかなと思います。

私こういう一般質問をしますと、最後はいつも同じ話になってしまうんですけども、改めて本当にこの町に大事だと思うので、また改めて最後に申し上げます。

トップ、町長、町のトップはやっぱり大きなビジョン、あるいは進むべき方向性、そういったものを力強く指し示していただいて、ある意味、もうその方向性を指し示すことだけに、もう徹していただいて、具体的な細かい実現方法は、やはり現場の意向や柔軟なアイデア、これを最大限尊重するというのを、改めて、ちょっと今までのやり方では、そういったアイデアを潰しているというふうに、外から、我々から見ると、いや私から見ると、見受けられることが多いので、ぜひその辺についてもう一度、先ほど自分のことはなかなか分かりづらいというお言葉をいただきました。私だってそうです。

それから、パーフェクトな人間はいない、パーフェクトな町長がない、私も本当にそう思っています。私自身が本当に未完成な人間だということを、日々痛感しながら生きておりますので、当然だと思っています。だからこそ一旦、今回、選挙ということがまた大きな節目がございますので、一旦立ち止まって振り返っていただいて、そしてこれ全く同じ話しました。

上から言われて、なかなか若い人たちが伸び伸びと活躍できないというのは、役場庁舎内、役場の組織内だけの話ではなくて、この御宿町という小さな町の中で、そこらじゅうで同じ図式が見られる。60代後半、70代の方たちが本当に頼もしいんですよ、我々からすると。経験も豊富だし、いろいろなものがなかった時代を、自らの手でいろんなものを見いだして切り開いてこられた世代の方たちですから、我々が小粒に感じられるのは当然のことだと思います。

ただ、その世代の方たちが、まだまだこれから俺たちが、私たちが引っ張るんだと、あるいは切り開いていくんだという思いで、あまりにも頑張ってください——くださり過ぎて、若い人たちの、先ほどからしつこく申し上げている挑戦だとか、あるいは失敗を恐れない試みだ

とか、そういったものが損なわれているのではないかなということ、いつも危惧しています。

そうではなくて、全く同じ話いつもしていますが、責任は俺が持つから、失敗しても俺がけっつけてやるから思い切ってやれと、そうやって信じて任せるということを、この町中あちこちで、そういう光景をたくさん見れるように変えてほしいんですよ。

その口火を石田町長、自ら切ってほしい。町長自ら、そういったことを徹底されて、そして、役場が変わって、そして、町中が変わっていくということ、今回の私の拙い一般質問を一つのきっかけとして、この町にそういう流れが生まれていったら、非常にありがたいなと思います。

それを強く願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

(午前11時45分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、市東和之君が所用のため退席いたしました。

ただいまの出席議員は11名です。

(午後 1時30分)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本改正案は、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定を踏まえ、特別職の賞与において改正するものであり、関連がございますので、議案説明の前に、添付させていただきました資料により、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告の内容、またこれらを受けての町における給与改定の内容についてご説明させていただきます。

議案に添付させていただきました資料をご覧ください。

今回の勧告の内容でございますが、期末手当の支給率について0.05月分引き下げるもので、令和2年度においては12月期の期末手当にて調整する内容となっております。

1 ページ中段以降でございますが、御宿町におきましても国・県の勧告を踏まえ、同様の措置を講じようとするものであり、表は、改正後の一般職における期末勤勉手当の詳細・内訳等について記載させていただいております。

表に記載のとおり、6月期につきましては既に支給済みで、1.30月分の期末手当が支給されておりますが、12月期においては現行1.30月分のところ、1.25月分として0.05月分を引き下げる旨の改定内容となっております。勤勉手当については変更がございません。

表の下段になりますが、3年度以降については、今年度0.05月分を12月期で改正するところを、6月と12月の2回に分けて影響分について半分ずつ按分をかけることから、それぞれ期末手当の支給率について1.275月分と定める内容でございます。

次に、裏面の2ページをご覧ください。

任期付職員のうち、特定任期付職員の期末手当の改定についての内容となります。

御宿町では、現在この特定任期付職員の採用はございませんが、一般職と同様、期末手当について0.05月分引き下げ、年間3.4月分を3.35月分とするものです。

2 ページ、中段以降でございますが、これらの改定の内容を踏まえ、特別職の期末手当についても同様の改定を行おうとするものです。特別職については、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例において期末手当の支給割合が定められており、年間4.4月分を4.35月分とするものです。

それでは、議案についてご説明いたしますのでお手元の議案書のほうをご覧ください。

本改正案は、2条立てでの改正を行っており、第1条は、令和2年度における期末手当の支給率を100分の5引き下げ、12月支給分100分の220を100分の215に改めるものです。第2条につきましては、令和3年度以降の支給割合について規定するものであり、引下げ分0.05月を6月、12月の支給割合で調整するため、それぞれ支給率について100分の217.5に改めるものです。

附則といたしまして、施行期日は公布の日となりますが、第2条の規定は、令和3年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第7、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡 豊君) 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案の主な改正内容でございますが、先ほど申し上げました人事院及び千葉県人事院勧告に基づき、特別職と同様、期末手当の支給率について0.05月分の引下げを行うものであり、全体で5条の構成となっております。

まず、第1条及び第2条でございますが、一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定であり、第1条では、一般職に関わる令和2年12月分の期末手当の支給率について0.05月分の引下げを行うため、現行支給率である100分の130を100分の125に改めるものです。

第2条は、令和3年度以降の一般職に関わる期末手当の支給率について、引下げ分0.05月を6月及び12月の支給割合で調整するため、それぞれの支給率について100分の127.5とするものです。

次に、第3条及び第4条でございますが、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

であり、一般職給与条例の適用除外である特定任期付職員、こちらは弁護士さんや医師など、高度な専門的知識を有する方に当たりますが、こうした方に係る期末手当についての改正です。なお、特定任期付職員については、御宿町では採用の実態がございません。

まず第3条でございますが、一般職と同様、令和2年12月分の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるもので、条文上では一般職給与条例の読替規定になっていることから、100分の130を100分の125に、100分の170を100分の165に改めるものです。

第4条は、令和3年度以降の特定任期付職員に関わる期末手当の支給率について、引下げ分0.05月を6月及び12月の支給割合で調整するため、それぞれの支給率について100分の167.5とするものです。

最後に、第5条関係でございますが、第1号会計年度任用職員、こちらパートタイムの会計年度任用職員さんに係るものです。その報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正であり、会計年度任用職員の期末手当について、一般職の職員と同様の措置を講ずるものです。

改正条文では第8条規定の全部改正となっておりますが、内容といたしましては、現行条例において、会計年度任用職員の期末手当支給率を当該条例でそれぞれ規定しておりましたが、一般職給与条例の準用規定に改めるほか、任期が6か月に満たない会計年度任用職員が同一会計年度内における任期の合計が6か月以上に至ったときは、任期が6か月以上の会計年度任用職員とみなす旨を規定するなど、労働基準法上の継続勤務について規定し、より明確な制度運用を図るものです。

附則でございますが、本条例の施行期日について定めております。

施行日は公布の日からとするものですが、第2条及び第4条の規定については、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(土井茂夫君) 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第8、議案第3号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第3号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例であり、国の基準に従い定めることとされているものです。今般、国の基準の一部が改正されたため、それに合わせ本条例を改正するものでございます。

改正内容は、特定地域型保育事業者が確保すべき連携施設についての規定を、国基準の改正に伴い改めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

第42条第4項中、「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加えるものです。

特定地域型保育事業は、ゼロ歳から2歳を対象とした事業ですが、3歳到達後に、保護者の希望に基づき引き続き連携施設において受け入れて、教育・保育を提供することとされています。

これまで、町長が連携施設の確保が著しく困難であると認められるときのみこの規定は適用しない取扱いとしていましたが、それに加え、卒園後の受皿について、別の方法で必要な措置を講じている場合についても適用しないこととするものです。

最後に附則でございますが、本条例は公布の日から施行をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法に基づく家庭的保育等の設備及び運営についての基準を定める条例で、国の基準に従い規定しておりますが、今般、国の基準の一部が改正されたため、それに合わせ本条例を改正するものでございます。

改正内容は、家庭的保育事業利用終了後の受皿となる連携施設の確保について例外規定を追加するほか、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の規定を、国基準に合わせ見直すものです。

新旧対照表をご覧ください。

第6条第4項は、家庭的保育事業における連携施設の確保について例外規定の追加です。

家庭的保育事業は3歳未満の児童を対象とした事業で、3歳到達後に保護者の希望に基づき、こども園等の連携施設において受け入れ、教育または保育を提供することとされています。これまで、連携施設の確保が著しく困難である場合にはこの規定は適用しない取扱いとしていましたが、それに加え、家庭的保育事業者による保育の提供を受けていた乳幼児を優先的に取り扱う措置など、必要な措置を講じているときについても連携施設の確保が不要としたものです。

第5項は、第4項が号建てとなったことに伴い、「前項」の次に「(同項第2号に該当する場合に限る。)」を追加しました。

第37条は、居宅訪問型保育事業の対象となる保育の規定ですが、第4号の母子家庭等の保護者が夜間及び深夜に勤務する場合に、「保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加いたしました。

最後に附則でございます。本条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第5号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第5号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を定めるもので、国の基準に準じておりますが、今般、国の基準の一部が改正されたため、それに合わせ条例を改正するものでございます。

改正内容は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の認定資格研修について、これまで都道府県知事と指定都市の長が実施することとされていたところを、併せて中核市の長も実施できることとするものです。

新旧対照表をご覧ください。

第10条第3号は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の認定資格研修の規定ですが、第3号の都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を追加しました。

最後に附則でありますが、本条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第6号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第6号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は、公費により医療の提供が受けられる孤児等に関して条例に規定がないため、国保の適用を除外できない事例があることから、国の要請により、町国保条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としなす。」とし、附則を、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上でございますが、本条例案につきましては11月4日開催の第3回国保運営協議会においてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第 7 号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第 7 号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行例の一部を改正する政令が 9 月 4 日に公布され、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しが令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなったため、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

背景といたしましては、住民税の個人所得課税において、給与収入や年金収入に給与所得控除、公的年金所得控除がそれぞれ定められておりますが、平成30年度改正において、様々な形で働く人を応援し働き方改革を後押しする観点から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移す考えの下、給与所得控除、公的年金所得控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる改正が行われました。令和 3 年 1 月 1 日よりこの適用がされるため、所得判定に影響がある本条例を改正するものです。

改正内容につきましては新旧対照表に沿って説明させていただきます。

第21条国民健康保険税の減額、第 1 項第 1 号は 7 割軽減について記載していますが、7 割軽減の基準となる所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の「33万円」から「43万円」に引き上げ、被保険者のうち一定額以上の給与所得者、公的年金受給者の数、給与所得者等の数と言いますが、それが 2 以上の場合にあっては43万円に、当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額とするものです。

2 ページ、第 2 号は 5 割軽減について、第 3 号は 2 割軽減について記載していますが、第 1 号と同様、基準額を現行の「33万円」から「43万円」に引き上げ、被保険者のうち一定額以上の給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては43万円に、当該給与所得者等の数から 1 を減じ

た数に10万円を乗じていた金額を加えた金額とするものです。

附則第2項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例中、所得税法の法律番号を削り、地方税法第703条の5国民健康保険税の減額に規定する総所得金額に「山林所得金額」を加え、65歳以上の公的年金のみの受給者については、公的年金控除額の110万円にさらに15万円を控除した125万円を控除額とするものです。

3ページ、改正附則として、第1項、施行期日、この条例は令和3年1月1日から施行する。

第2項、適用区分、この条例の改正後の規定は、令和3年度以後の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

軽減の区分ごとの軽減判定所得を、現行と改正案別に整理、比較をし、波線を引いてある箇所が改正するところとなっておりますのでご確認ください。

なお本改正案につきましては、去る11月4日に開催されました国民国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第8号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第8号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されたため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について条例を定めております。その際、居宅介護支援事業所における管理者要件は、介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されていますが、平成33年、令和3年3月31日までは、その適用を猶予するという経過措置がございます。

今般、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、事業所の人員確保に関する状況等を考慮し、平成33年、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする一部改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下、この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に、「ただし主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。」を加え、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。

続いて、附則第2条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第5条第2項」を「第5条第2項」に改め、「（平成11年厚生省令第36号）」を削ります。

また、同条に第2項として、令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以

下この条において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第5条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは、「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とするを加え、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予いたします。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行するとするものです。

以上でございます。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番(田中とよ子君) 2番、田中です。

介護の分野においては、専門職の確保というのは非常に難しいと思うんですけども、なかなか国でも確保が難しいためにこの経過措置を設けたのではないかと思います。御宿町において、この居宅介護支援事業者ですか、ここでの人材確保についてはどのような状況なのか、また、御宿町にこの事業所が何件あるのかをお伺いいたします。

○議長(土井茂夫君) 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 指定居宅介護支援等の事業でございますが、これはケアプランを立てる事業所でございますが、これは本町においては町の包括支援センターと社会福祉協議会の2件でございます。以前、もう1件民間の業者もございましたが、今は業務を停止している状態です。

社協にいたしましても町の包括支援センターにいたしましても、主任ケアマネジャーがおりますので、この要件は充足している状況でございます。

以上です。

○議長(土井茂夫君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第9号 町道路線の認定についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長(渡辺晴久君) それでは、議案第9号 町道路線の認定についてご説明いたします。

このたび、町道路線の認定についてご提案させていただきますのは、上布施地先町道0205号線から実谷地先町道4146号線を結ぶ道路です。

本道路は、現在、林道向井線として管理しておりますが、近年の道路利用の状況を踏まえ、町道として認定、管理するものです。認定に係る路線名、幅員、延長等につきましては、お手元の議案に表としてまとめております。路線名につきましては4705号線で、起点は上布施3519番3地先。終点は、実谷242番1地先となります。幅員は4.0メートルから7.5メートルで、延長は1,236メートルです。

路線の詳細につきましては、案内図及び見取図により説明させていただきますので、議案に添付しました資料をご覧ください。

赤色で示した路線が新たに認定する4705号線になります。この路線については、幹線道路である町道0205号線と町道4146号線を結ぶ道路であり、現在は林道として管理しておりますが、近年は農林業としての利用は減り、通勤や生活道路としての利用がほとんどとなっております。そのため、利用状況を踏まえ、町道路線として新たに認定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第10号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第10号 令和2年度国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、補正後の予算総額を11億4,138万3,000円と定めるものでございます。補正の内容は、11月からひとり親等医療費等助成事業が現物給付化されたことに伴う国保高額療養費支給システムの改修費の増額でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして予算書の事項別明細書でご説明させていただきます。

補正予算書6、7ページをご覧ください。

初めに歳入ですが、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の16万5,000円の増額は、今回のシステム改修費用を国保事務費として全額一般会計から繰り入れるものです。

以上、歳入予算に16万5,000円を追加するものです。

次に、歳出予算でございます。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の電算システム改修委託16万5,000円の増額は、11月からひとり親等医療費等助成事業が現物給付化されたことに伴い、国保高額療養費支給システムの改修が必要となったことから、委託料を増額するものです。

以上、歳出予算に16万5,000円を追加するものです。

なお、本補正予算案につきましては、11月4日開催の第3回国保運営協議会においてご承認をいただいておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第11号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第11号 令和2年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ154万円を追加し補正後の予算総額を11億3,962万5,000円と定めるものでございます。主な内容は、令和3年度からのシステム改修費に係る増額でございます。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金77万円の増額は、令和3年度からの介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修費に対する国庫補助金です。事業費154万円に対し、交付率2分の1の77万円です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の77万円の追加も、国庫補助と同様、介護保険システム改修に伴う一般会計の繰入金です。

次に、歳出でございます。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の154万円の追加は、令和3年4月からの介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修経費の増額です。介護報酬の改定による介護保険指定機関等管理システム改修及び介護保険システム改修費用となります。

以上、歳出予算に154万円を追加しております。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第17、議案第12号 令和2年度御宿町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) それでは、議案第12号 令和2年度御宿町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金を活用し、新生活様式を踏まえた防災対策、医療体制整備、児童福祉施設や教育施設等の環境整備を行うほか、大雨の影響でより面が崩落した河川における復旧工事など、速やかな事業実施に対応するための予算措置をお願いするものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,174万2,000円を追加し、補正後の予算総額を48億574万5,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款町税、5項入湯税の48万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で、町内入浴施設の利用者数が減少したことから減額するものです。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税の2万2,000円は、配分額が見込みを上回ったことから、歳出の基金積立金と合わせて増額補正を行うものです。

8款ゴルフ場利用税交付金の470万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で、町内ゴルフ場の利用者数が減少したことなどから減額するものです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,107万2,000円は、新生活様式を踏まえた防災対策や医療体制の整

備等、新型コロナウイルス感染症対策として実施する各事業に対し、交付金を追加充当するものです。

2目民生費国庫補助金、3節老人福祉費補助金の13万4,000円は、税制改正に伴う後期高齢者医療保険料システムの改修費用に対する国の補助金です。

3項国庫委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の298万1,000円は、税制改正に伴う国民年金システムの改修費用に対する国の委託金です。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金の4,438万8,000円のうち、介護施設等整備事業補助金の4,404万円は、特別養護老人ホーム外房が実施するプライバシー保護に係るユニット化改修事業等への町の補助金に対して、県から全額支給されるものです。また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の34万8,000円は、町地域包括支援センターにおける、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用に対して、県から補助されるものです。

4節児童福祉費補助金の160万円は、おんじゅく認定こども園及び御宿児童館における新型コロナウイルス感染症対策に要する費用に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設分）が県から補助されるものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の32万9,000円のうち、千葉県直接支払推進事業交付金の4万3,000円の減額は、経営所得安定対策直接支払推進事業費の確定に伴う減額です。また、飼料用米等拡大支援事業の37万2,000円は、町内農業者から事業拡大のため、飼料用米の作付申請があったことから、全額県から補助されるものです。

18款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の5,000万円は、これまでの寄附状況を踏まえ、所要額を追加するものです。

10ページをご覧ください。

20款繰越金の3,139万6,000円は、収支の不足に対応するため、所要額を追加するものです。

22款町債、1項町債、7目災害復旧事業債、1節災害復旧事業債の500万円は、9月の大雨により、のり面が崩落した河川における災害復旧事業に対し、地方債を追加して対応するものです。

以上、歳入予算に1億6,174万2,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

12ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当の19万8,000円は、通勤手当

等に不足が生じたことから所要額を追加するものです。

3目財産管理費、10節需用費の42万円は、町所有のマイクロバスの故障に伴う修繕料の追加で、17節備品購入費の1,078万5,000円は、新生活様式を踏まえた災害時の対応として、在宅避難をしている世帯に対し、停電時に速やかに電源支援を行うため、配電可能な電気自動車を2台、電気自動車用普通充電器を1台、可搬型給電器を2台、それぞれ備えるものです。

4目企画費及び9目活力あるふるさとづくり基金積立金は、寄附金の増額に伴う返礼品の配送等に係る受付事務費分として2,480万8,000円、寄附金の基金への積立金として5,000万円をそれぞれ追加するものです。

2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料の181万5,000円の減額は、令和2年度中の完了を予定していた千葉県内の土砂災害警戒区域等の指定が令和3年5月に延期されたことから、本町における指定数が確定できないため、本年度の執行を見送るものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料の298万1,000円は、基礎控除引上げ等の税制改正に伴い国民年金システムを改修するため、所要額を追加するものです。

27節繰出金の16万5,000円は、ひとり親家庭等医療費助成事業の現物給付化に伴い、国民健康保険高額医療費支給システムを改修するため、国民健康保険特別会計繰出金に所要額を追加するものです。

2目老人福祉費、10節需用費の3万6,000円及び17節備品購入費の31万2,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）を活用し、町地域包括支援センターにおける新型コロナウイルス感染症対策用の物品等を購入するものです。

18節負担金補助及び交付金の4,404万円は、特別養護老人ホーム外房のプライバシー保護に係るユニット化改修事業等について、県の介護施設等整備事業交付金を活用し、補助金を交付するものです。

27節繰出金の77万円は、介護報酬の制度改正に伴うシステム改修のため、所要額の2分の1について、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すものです。

14ページをご覧ください。

5目後期高齢者医療、12節委託料の55万円は、基礎控除引上げ等の税制改正に伴い、後期高齢者医療保険料システムを改修するため、所要額を追加するものです。

2項児童福祉費、3目こども園費、10節需用費の3万5,000円並びに4目児童福祉施設費、10節需用費の15万6,000円及び備品購入費の25万8,000円は、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設分）を活用し、こども園及び児童館における新型コロナウイ

ルス感染症対策用の物品等を購入し、より安全な施設の体制づくりに努めるものです。

なお今回新たに新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援交付金の交付が決定したことから、先の補正予算にて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、追加補正をしたこども園及び児童館の消耗品費及び備品購入費は、今回の歳入予算で財源を更正しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金の760万1,000円は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているいすみ医療センターの病床確保に伴う患者の減少対策として、地域の市、町で医療機関に追加支援を行うものでございます。

2目予防費及び4目子ども医療対策費の22節償還金利子及び割引料の11万円及び5万1,000円は、それぞれ令和元年度における風しん追加的対策事業及び未熟児養育医療事業費の確定に伴い、精算金を国に返還するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の62万3,000円のうち、経営所得安定対策等推進事業費補助金の4万3,000円の減額は、事業費の確定に伴う補助金の減額で、飼料用米等拡大支援事業補助金の37万2,000円は、3名の農業者から県の補助制度を活用した飼料用米の作付申請があったことから、所要額を計上するものです。獣害防護柵購入費助成事業補助金の29万4,000円は、中山間地域の新たに整備した圃場でイノシシの被害が出ていることから、緊急で追加計上するものでございます。

2項林業費、1目林業振興費、24節積立金の2万2,000円は、森林環境譲与税配分額の確定に伴い所要額を追加するものです。

16ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金の142万1,000円は、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の中小企業振興策で、本年中の利子補給対象資金について補給を上乗せする経営安定化分として100万円、令和2年2月1日から9月30日までに受けた運転資金融資について、2%を上限に全額補給する緊急対策分として42万1,000円を計上するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、13節使用料及び賃借料の4万9,000円は、学校の休業等により安全安心連絡網の使用回数が増加し、使用料に不足が生じたため所要額を追加するものです。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費の21万円は、夏休み短縮等の影響による光熱水費の不足分で12万2,000円、消防設備点検で指摘のあった、屋内消火栓の修繕料として8万

8,000円をそれぞれ追加するものです。

また、17節備品購入費の14万7,000円は、修繕料同様消防設備点検にて指摘のあった消火器を交換するものです。

2目教育振興費、13節使用料及び賃借料の15万4,000円は、校外学習時の3密を解消し、児童の安全を確保するため、バスの台数を増やして実施することとしたことから、所要額を追加するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費の100万7,000円は、夏休み短縮等の影響による光熱水費の不足分で、79万6,000円、管理棟系統の空調機が故障したことによる修繕料として、21万1,000円をそれぞれ追加するものです。

また12節委託料の50万円及び14節工事請負費の1,060万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校における感染症の拡大を防止するため、御宿中学校校舎のトイレの洋式化、照明の人感センサー化、洗面器の自動水栓化への改修工事に係る、設計監理委託料及び工事費用をそれぞれ計上するものです。

2目教育振興費、13節使用料及び賃借料の19万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった修学旅行の代替として、県内で校外学習を行うためのバス借上料です。

また、19節扶助費の35万3,000円は、準要保護認定生徒が増え、就学援助費に不足が生じることから所要額を追加するものです。

18ページをご覧ください。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、14節工事請負費の500万円は、9月の大雨によりのり面が崩落した、上布施地先上落合川の護岸整備に係る災害復旧工事です。

以上、歳出予算に1億6,174万2,000円を追加しております。

続きまして、地方債補正についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

地方債の追加でございます。

起債の目的は河川の災害復旧事業で、限度額は500万円。その他の条件はご覧のとおりでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、上布施地先上落合川の護岸整備に係る災害復旧工事ですが、災害発生時の雨量が国庫補助の対象外であったことから、単独災害復旧事業債を予定しています。充当率は100%、後年度の普通交付税措置率はおおむね50%でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

15ページなんですが、介護施設等整備事業で、9ページにあります県費の補助を使った事業の交付金ということですが、外房のプライバシー保護に対する事業費の補助ということで伺いましたが、具体的な内容について、分かっている範囲でお願いできますか。

○議長（土井茂夫君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 特別養護老人ホーム外房の多床室のプライバシー保護改修工事ということで、現在、2人部屋もしくは4人部屋で入居をされているんですが、これは今、カーテンで仕切られておりまして、これをきちっとした固定式のパーティションで区切るという工事でございます。

これから入札等を行いまして、工期は3月26日までで行う予定となっております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 令和2年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、12議案をご審議いただきましたが、いずれもご承認をいただきまして閉会の運びとなり、ここに御礼を申し上げる次第でございます。

今年も残すところ1か月余りとなりました。これまで3期12年にわたりまして、議員の皆様方をはじめ関係各位には、多大なるご指導、ご鞭撻をいただきながら、様々な事業を展開することができました。深く感謝を申し上げます。

議員の皆様におかれましても、今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げますとともに、寒さに向かってまいる時期でございますので、お体には十分にご留意されまして、穏やかに新しい年が迎えられるようご祈念を申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(土井茂夫君) 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましても、ご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

以上で、令和2年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2時38分)